



静岡労働局発表
平成28年9月12日

【照会先】

静岡労働局 雇用環境・均等室
室長 和田 秀美
雇用環境改善・均等推進指導官 福島 陽子
電話 054-252-5310

「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています

～「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施しています～

平成29年1月1日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられます。

静岡労働局では、事業主などを対象とした説明会を開催するほか、労働者や事業主などが相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。

1 説明会の開催

事業主・人事労務担当者向けに、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策を含む、「改正育児・介護休業法等説明会」を県内3か所において開催します。

- 10月14日(金)14～16時 グランシップ(静岡市)
- 10月19日(水)14～16時 アクトシティ浜松(浜松市)
- 10月26日(水)14～16時 沼津労政会館(沼津市)

2 ハラスメント対応特別相談窓口

労働者や事業主等が相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについての相談を中心に受け付けます。

- 設置期間等 平成28年9月1日～平成28年12月28日(土日祝日を除く)
8:30～17:15
- 相談窓口 静岡労働局雇用環境・均等室 電話054-252-5310

○「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」は、改正法が施行されることに伴い、事業主に対して新たに義務付けられる妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメント防止措置や、その必要性、改正法などの内容について、理解を深めてもらうために全国の労働局で実施しています。

<添付資料>

(別紙1)「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！」チラシ

(別紙2) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い・防止措置